

平成 23 年 10 月 1 日

患者さま 各位

佼成病院 院長

病院敷地内全面禁煙について

当院は、受動喫煙対策義務を定めた健康増進法を受け、以前より、「病院敷地内全面禁煙」とし、ご来院・ご入院される皆さま及び職員には、禁煙にご理解いただいております。しかし「病院敷地内全面禁煙」としながらも、実際には「喫煙所」を診療センター横に設けておりました。

たばこは、喫煙者をはじめ周囲の方々にも健康上悪い影響を与えることをご承知のとおりで、近年、喫煙による健康被害に対し、世の中の認識は着実に変化していることから、当院は受動喫煙の防止だけでなく、喫煙の健康被害について積極的に社会に啓蒙していきたいと考え、院内はもとより、駐車場、通路等を含め敷地内全面禁煙といたします。

また、当院では、禁煙外来（循環器内科にて、11月1日開設予定）を設け、たばこをやめたい方を支援しております。病院敷地内全面禁煙に皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

※「喫煙所」は 10 月 1 日に撤去します。